

令和 6 年 6 月 21 日現在

機関番号：17301

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2021～2023

課題番号：21K20092

研究課題名（和文）日・米・欧における畜産動物福祉法の比較検討

研究課題名（英文）Farm Animal Welfare Law in Japan, the U.S. and the EU

研究代表者

本庄 萌（HONJO, Moe）

長崎大学・水産・環境科学総合研究科（環境）・准教授

研究者番号：30908570

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、畜産動物福祉法に関する最新の知見を踏まえて、米国及びEUという異なる法体系における法展開、特徴、傾向を明らかにし、日本に示唆を得ようとするものである。法学者による畜産動物福祉法の検討がこれまで限定的であったが、米国における法的議論については研究が見られるようになってきたため、EUにおける法展開の検討を中心に行った。畜産動物福祉法の発展経緯、動物福祉の意義、近年の立法や司法における議論の展開をまとめ、国内外で研究報告し、その一部を拙著『動物福祉と法』や『EU法研究』誌において公表することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学術的意義：日本において、畜産動物福祉問題に関する研究は法学者にとっては主要な研究テーマとはなっていない。動物種別に飼養指針が作成され、畜産動物福祉への関心が高まるなか、法学的な検討は急務である。EUは急進的な動物福祉法を制定しているという印象が先行する中、本研究はその戦略的かつ漸進的な歩みのあり方を明らかにした点において学術的意義があると考えられる。

社会的意義：本研究は、とりわけEUにおける動物福祉科学の立法における重視という特徴を明らかにした。このような議論の特徴は、日本における今後の関連法の立法時にも参考になりうるものであると考えられる。

研究成果の概要（英文）：The primary objective of this research endeavor is to discern the legal developments, distinctive attributes, and overarching trends pertaining to farm animal welfare legislation across varying legal frameworks within the United States (US) and the European Union (EU), with a view to extrapolating pertinent insights for Japan. This scholarly inquiry encompasses a comprehensive historical analysis of the progression of legislation concerning farm animal welfare, underscores the pivotal import of animal welfare considerations, and delineates recent legislative and jurisprudential deliberations. Findings from this inquiry have been reached to national and international scholarly platforms, including the publication of my academic book called "Animal Welfare and the Law" and contributions to the Journal of EU Law Studies (both in Japanese).

研究分野：動物法、比較法

キーワード：動物福祉 畜産動物 動物法 比較法 EU法 アメリカ法

1. 研究開始当初の背景

欧米を中心に発展している動物法学では、畜産動物への法的配慮は中心的なテーマとなってきた。日本の総合的な動物保護立法「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下、動物愛護管理法)は犬猫等の伴侶動物を保護する規定の詳細化を進めているが、畜産動物保護に特化した規定は置いていない。近年畜産動物の福祉についても社会的関心を集めつつある。日本の法学研究においてはほとんど検討されてこず、その意義と課題は共有されていない状況にある。なかでも、他国の畜産動物福祉法の適切な評価をするためには運用面を含めた総合的な検討を行う必要があるが、立法から運用まで包括的な検討はこれまでなされていない。

2. 研究の目的

以上の背景から本研究は、畜産動物福祉法の法展開を明らかにし、日本に示唆を得ることを目的とする。具体的には、畜産動物の扱いに関する法規定と、基準の遵守を担保する査察制度の運用状況を明らかにする。制定法の文言にのみ着目すると、EU法は畜産動物福祉に配慮し、アメリカ法は畜産業者を保護している、という対極的な構図として理解されうる。しかしながら、両法域は共通して畜産動物福祉関連の査察制度を有しており、その課題や可能性には共通するところもあるのではないかと思われる。

そこで本研究は、EUとアメリカにおける畜産動物福祉法は、対極的な構図におかれるのではなく、ともに漸進的な歩みを進めているという仮説を立て、検証する。さらに、検証結果を踏まえて日本法に得られる示唆を探る。

3. 研究の方法

本研究は、まず、EU、アメリカ、日本における、畜産動物福祉法に関する研究動向および公的文書における議論を追跡し、畜産動物福祉法の学術的・実務的な位置付けを明らかにする。次に、そこで把握された畜産動物福祉法の意義と課題を考察し、現在地を明らかにする。とりわけ、運用面の課題の所在を描き出すことを試みる。

研究を進めるなかで、EUにおける畜産動物福祉法の進展が見られた。多くの畜産動物のケージ飼育を禁止することを求めた欧州市民発議の提出とそれを全面的に受け入れた欧州委員会の回答を受けて、本研究はこれらの資料を追加的に検討した。

4. 研究成果

以上の目的、方法で研究を行った結果、EU、アメリカ、日本における畜産動物福祉法の特徴や現在地について報告、公表してきた。

(1) EUにおける畜産動物福祉法

EUにおける畜産動物福祉法に関しては、その理想の高さと様々なアクターを取り込んだ活発な議論、運用面の課題、持続可能な畜産への位置付けという特徴が明らかになった。

これらの研究については、理論と実践双方から検討を行い、ペット法研究者、倫理学者、法哲学者、EU法研究者と意見交換を行った(「EUにおける畜産動物福祉法」ペット・動物法研究会 2022年9月15日、「EUにおける畜産動物福祉をめぐる法的議論の展開」日本倫理学会第73回大会ワークショップ 2022年9月30日、「EUにおける畜産動物法の展開」第70回一橋EU法研究会 2023年6月17日、「法概念としての『動物福祉』:EUにおける展開の検討」法理学研究会 7月例会 2023年7月22日、「『動物福祉』の意義:動物法学におけるEU畜産動物福祉法の位置付け」2023年度日本法哲学学会学術大会分科会 2023年11月4日)。

とりわけ『EU法研究』において、EU畜産動物福祉は高い理想を掲げるが、構成国による執行の課題を抱えていること示した(「EUにおける畜産動物福祉法:採卵鶏指令を例に」『EU法研究』(15)103-129 2024年4月)。Farm to Fork戦略において位置付けられた畜産動物福祉法の改正をめぐる議論には、(1)動物福祉の捉え方の変化、(2)法執行を容易にする取組み、(3)科学に基づくアプローチ、(4)対象動物の拡大、(5)持続可能な食への位置付けという特徴があることが確認された。これらの議論の特徴に鑑みて、EU畜産動物福祉法は現在転換期にあるとした。

(2) アメリカにおける畜産動物福祉法

アメリカにおける畜産動物福祉法については、本研究は議論展開の整理を行い、連邦法の検討

に着手した。アメリカにおいて動物福祉法の展開は、主に判例法もしくは州法において活発に見られる。もっとも、畜産動物を保護する連邦法が無いわけではない。畜産動物福祉法は、動物の繁殖・飼育、輸送、屠畜という各プロセスにおいて個別法を規定し、適切な動物の扱いを求めることが一般的である。アメリカにおいては、連邦レベルでは、輸送（24時間輸送法）と屠畜（人道的屠畜法）が規定されているが、その範囲の小ささや運用課題がアメリカ国内で指摘されており、これらの指摘の検証を今後進めていく予定である。

(3) 日本における畜産動物福祉法

環境省が管轄する動物愛護管理法は改正のたびに動物の取扱いを業として行う第一種動物取扱業者に対する規制を強化しているが、畜産動物関係業者はこの第一種動物取扱業者から除外され、動物愛護管理法に畜産動物のみを対象とした条文はない。そこで、畜産動物保護は日本の動物法において立法上残された課題となってきた。しかしながら、本研究期間中の2023年7月に農林水産省は畜産動物福祉に関する飼養管理指針を公表した。代表研究者は、これらの畜産動物福祉法の展開を踏まえて、「愛護」と「福祉」の関係について国際的研究の場で報告を重ねた（‘Current Legal Status of Animals in Japan,’ Roundtable Animal Legal Personhood: Perspectives from Asia 2022年6月17日, ‘Japan: Case of Aigo,’ Oxford Handbook of Global Animal: Country Reports Workshop at Harvard Law School 2022年11月1日, ‘Aigo, Legal Concept for Animal Protection in Japan,’ Symposium: Animals in Switzerland, Japan and Beyond: Thinking About Current and Future Legal Concepts 2024年3月5日）。検討結果の一部は公表予定である（Honjo, Moe. 2024. “Japan: The Case of Aigo.” In *The Oxford Handbook of Global Animal Law*, edited by Anne Peters, Kristen Stilt and Saskia Stucki, Oxford: Oxford University Press, forthcoming）。日本におけるこのような近年の議論展開が、EUとアメリカにおける法展開と比較しどのように位置づけられるか、引き続き検討を進めていく。

(4) その他

本研究は、「動物福祉」に焦点を当てるものであるが、そもそも動物福祉は自然科学的な概念であると説明される。そのような動物福祉が法的概念としてどのように理解されるべきなのか、動物愛護の概念とどのように異なり、共通するのか、という疑問が生じうる。そこで、研究途上ではあるがこの問いへの回答の一端を書籍化した（『動物福祉と法』成文堂（2024）全416頁）。

(5) 今後の展望

以上のように、本研究は、主にEUにおける畜産動物福祉法の発展過程、課題、特徴、現在地を明らかにすることができた。それによって、畜産動物福祉法の現代的意義、議論の方向性を示し、日本における畜産動物福祉法を検討する知的土台を提供することができたように思われる。しかしながら、アメリカにおける畜産動物福祉法については、関連文献資料の検討に着手しているものの、成果としてまとめるまでには至らなかった。この点については今後の課題としたい。

なお、アメリカ及びスイス出張時には、日本における動物福祉の理解、動物愛護の概念の特徴を報告し、本報告は動物福祉概念を相対化する意味を持つものとして高い関心が寄せられた。報告内容は、英語のジャーナル（*Journal of Animal Law, Ethics and One Health*）で公表予定である（掲載決定済）。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 本庄萌	4. 巻 15
2. 論文標題 EUにおける畜産動物福祉法：採卵鶏指令を例に	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 EU法研究	6. 最初と最後の頁 103-129
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本庄萌	4. 巻 87
2. 論文標題 EUにおける動物実験規制をめぐる議論：欧州市民発議(European Citizens Initiative, ECI)と動物実験	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Labio 21	6. 最初と最後の頁 20-23
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本庄萌	4. 巻 23
2. 論文標題 動物法学者による『ベジタリアン哲学者の動物倫理入門』へのコメント	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 豊田工業大学ディスカッション・ペーパー	6. 最初と最後の頁 33-39
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計11件（うち招待講演 6件 / うち国際学会 4件）

1. 発表者名 Moe Honjo
2. 発表標題 Japan: Case of Aigo
3. 学会等名 Symposium: Animals in Switzerland, Japan and Beyond - Thinking About Current and Future Legal Concepts (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 本庄萌
2. 発表標題 「動物福祉」の意義：動物法学におけるEU畜産動物福祉法の位置付け
3. 学会等名 2023年度日本法哲学会学術大会分科会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 本庄萌
2. 発表標題 「動物福祉」の意義：動物法学におけるEU畜産動物福祉法の位置付け
3. 学会等名 日本倫理学会第73回大会ワークショップ
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 本庄萌
2. 発表標題 法概念としての「動物福祉」：EUにおける展開の検討
3. 学会等名 法理学研究会7月例会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 本庄萌
2. 発表標題 EUにおける畜産動物福祉法
3. 学会等名 第70回一橋EU法研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Moe Honjo
2. 発表標題 Japan: Case of Aigo
3. 学会等名 Oxford Handbook of Global Animal: Country Reports Workshop at Harvard Law School (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 本庄萌
2. 発表標題 EUにおける畜産動物福祉法
3. 学会等名 ペット・動物法研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Moe Honjo
2. 発表標題 Current Legal Status of Animals in Japan
3. 学会等名 Roundtable Animal Legal Personhood: Perspectives from Asia (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 本庄萌
2. 発表標題 EUにおける畜産動物福祉をめぐる法的議論の展開
3. 学会等名 日本倫理学会 (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Moe Honjo
2. 発表標題 Japan: Case of Aigo
3. 学会等名 Oxford Handbook of Global Animal: Country Reports Workshop at Harvard Law School (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 本庄萌
2. 発表標題 EUとアメリカにおける動物実験規制の展開：通常時の制度運用とコロナへの対応
3. 学会等名 大鵬薬品工業株式会社研修会 (招待講演)
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 本庄萌	4. 発行年 2024年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 416
3. 書名 動物福祉と法：欧米における動物実験規制	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------